

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議	
開 催 日 時	平成29年7月14日（金）	午前9時24分から 午前9時42分まで
開 催 場 所	市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、清水市民環境部次長（宮村市民環境部長代理）、三田福祉部長、目崎健康づくり部次長（内田健康づくり部長代理）、澤田都市建設部長、小野里会計管理者、佐藤水道部長、嶋学校教育部長、比留間生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、同課政策企画係臼倉主任、同課同係村岡主事、稲葉市長公室参事兼秘書課長	
会 議 内 容	1 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理方針（案）	
会 議 資 料	資料1 平成30年4月行政組織機構改革及び職員定員管理方針について（案） 資料2 平成30年4月行政組織機構改革（案） 資料3 朝霞市職員定員管理方針	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

- 1 朝霞市行政組織機構改革及び職員定員管理方針（案）について

【説明】

（新井政策企画課長補佐）

本件については、副市長を委員長とする「行政組織機構及び職員定員管理検討委員会」において検討を重ねてきたもので、平成30年4月に実施する『行政組織機構改革』と『職員定員管理方針』の案について取りまとめたものである。

資料1については、今回の機構改革と定員管理方針の検討経過や検討結果の内容をまとめたものである。

1 ページには、まず「1 近年の行政組織機構改革の取組」として、これまでの機構改革の取組経過・取組内容がわかるよう記載している。

次に「2 検討の経過」として、今回の検討が、第5次行政改革大綱の取組項目として位置付けられていること、検討に当たっての方針及び検討委員会の設置を、政策調整会議を経た4月の庁議で決定したこと、検討委員会による検討を4月から6回開催し、検討結果として機構改革案等について本日の庁議にかけることを記載している。

次に「3 行政組織機構改革の概要」として、今回の機構改革の主な内容を挙げている。

（1）福祉相談課を新設

福祉に関する相談業務のワンストップ化を図り、高齢者困りごとサポートセンターの機能を有する、相談しやすい環境を整備するため福祉相談課を新設する。

福祉相談課を新設し、福祉総合相談係と、福祉課から移管した地域福祉係を設置する。

（2）福祉部及び健康づくり部を再編

高齢者福祉部門を福祉部に移管し、効率化と専門性を高めるとともに、妊娠期から出産、子育ての切れ目のない支援を進めるため、福祉部及び健康づくり部を再編する。

児童福祉部門を健康づくり部に移管し、健康づくり部をこども・健康部に名称を変更する。

福祉課を生活援護課に改称し、生活援護業務を3係体制で実施する。

長寿はつらつ課を、現在の健康づくり部から福祉部に移管する。

こども未来課及び保育課を、現在の福祉部からこども・健康部に移管する。

(3) 空き家対策や住宅施策を所管する組織を新設

空き家の増加やマンションの老朽化など住宅に関する様々な課題が顕在化していることから、住宅政策に関する空き家対策や住宅施策を所管する組織を新設する。

開発建築課に、住宅政策係を新設し、危機管理室から、空き家対策業務を移管するとともに、まちづくり推進課から、住宅政策業務及び市営住宅業務を移管する。

(4) シティ・プロモーション課を新設

シティ・プロモーションを効果的に取り組むため、広報とシティ・プロモーション業務を行うシティ・プロモーション課を新設する。

市長公室に、シティ・プロモーション課を新設し、オリンピック・パラリンピック準備室からシティ・プロモーション事務、市政情報課から広報事務を移管する。

(5) 下水道事業の公営企業会計への移行体制の整備

下水道事業については、平成32年度までに公営企業会計に移行することが要請されており、本市では、平成32年4月の公営企業会計への移行に向け、公営企業である水道事業と課題を共有し、連携して業務を進める体制を早期に整備するため、水道部を上下水道部に改称し、下水道課を都市建設部から上下水道部に移管する。

なお、今回の平成30年4月からの機構改革では対応しないものの、今後も検討を継続するべき行政組織機構の課題として、

- ①支所・出張所のあり方について
- ②生涯学習、スポーツ及び文化行政のあり方について
- ③執務スペースの確保について

の3項目を挙げている。

「4 職員定員管理方針の概要」については資料3で説明を行う。

「5 関係条例の改正」だが、まず、部室設置条例及び職員定数条例については、平成29年12月定例会市議会において改正条例案を提出し、平成30年4月の施行を予定している。

③改正内容の職員定数の表については、現在のものとの比較し、条例改正後の職員定数と最終年度の平成33年度の配置職員数の見込みについて表したもので、職員定員管理方針に基づき、市長の事務部局の職員定数をプラス20人の630人とし、下水道課の職員数11人を、公営企業の事務部局で計上し、その職員定数を39人としている。

なお、保育士などの別枠職員の配置に備えて、市長の事務部局の職員定数からは下水道課職員分を減らしていない。

(3) その他の関係条例の水道・下水道関係条例などについては、平成30年3月定例会市議会において改正条例案を提出し、平成30年4月の施行を予定している。

「6 今後のスケジュール」について、9月に全員協議会での説明により市議会に報告を行い、12月議会において、部室設置条例と職員定数条例の議案を提出する。また、翌年の3月議会において関係条例の議案を提出し、条例改正・関係規則等の改正を経て、4月から機構改革を実施することになる。

なお、資料2については、機構改革実施後の組織機構と現在の組織機構とを比較した資料となっている。

資料3については、今後4年間の職員の定員管理に関する方針を定めたものである。今回の定員管理方針の構成だが、冒頭部分に「はじめに」として、この方針策定の趣旨を説明し、前半部分を「第1章 職員定員管理の状況」として、これまでの計画・方針の策定状況や職員体制の現状のデータなどを掲載している。後半部分を「第2章 新たな職員定員管理方針」として、今後の本市の職員定員管理の方針の内容を定めている。

「1 近年の職員定員管理方針」だが、定員管理に関する計画・方針を策定し、定員管理を行ってきたこれまでの経過を載せている。

平成18年2月に策定した計画では、5年間で35人を削減し、平成22年の職員数を720人以内としたところ、主体的な行政サービスの充実を目指すため、平成21年10月に計画の改定を行い、削減の下げ幅を小さくし、733人以内とした経緯がある。その後、平成25年8月に策定した定員適正化方針では、平成25年の職員数を基準として、増減5%以内を目安とする目標を掲げた。

「2 職員体制の現状」「2-1 職員数の現状」だが、表とグラフによりこれまでの職員数の推移を表している。本市では、消防部門が一部事務組合に移行した平成10年以降、平成13年の職員数775人がピークとなっている。その後、定員適正化計画のもと、可能な削減を行い、平成21年度から平成23年度の3年間において近年で最も少ない職員数の733人となった。その後、必要最小限の増員を行い、前回の定員適正化方針において、行政需要の増大や人口増加に対応するための職員配置を行い、平成29年4月現在の職員数は、762人となっている。この職員数は、方針の数値目標範囲内の上限の人数となっている。

「2-2 職員1人が受け持つ市民の数」だが、経年で職員1人が受け持つ市民の数を比較している。

表2、グラフ2のとおり、本市の人口が増加しているなか、職員数の抑制を続けている結果として、職員1人が受け持つ市民の数は増加しており、平成28年度で181人となっている。

表3では、県内団体との比較になるが、平成28年度で朝霞市の職員1人当たりの人口は、181人で、県内で6番目に多い状況である。順位の上位の団体を見ると、近隣の団体も似たような状況であると言える。

参考データとして、「グラフ3 人口の推移と将来推計」を記載している。本市の人口増加傾向は、平成33年にわたって続いていくものと推計しており、人口が増加するなか、さきほどの職員1人が受け持つ市民の数、平成28年度で181人の数字を維持するとした場合、職員数を増やしていく必要があることを表している。

「2-4 職員の年齢構成」だが、グラフにもあるように、20代から40代の年齢層が厚くなっているが、30代後半の年齢層については、国の集中改革プランを受け、職員数の抑制を進めたことが影響し、相対的には少ない状況となっている。

「2-6 再任用職員」だが、表9のとおり、再任用職員の職員数は増えており、今後は短時間勤務よりもフルタイム勤務が増えていくものと見込んでいる。今後も人事の新陳代謝を図りつつ、再任用職員の能力を十分に活用できるよう運用していく必要がある。

「2-7 一般職非常勤職員及び臨時的任用職員」だが、グラフ5の職員数については、一般職非常勤職員が802人、臨時的任用職員が124人、合計926人となっている。一般職非常勤職員の1日当たり勤務時間の分布だが、4時間から6時間未満の勤務が43%で最も多く、次いで4時間未満が多い状況になっている。表11では、職種別の人数についてだが、事務補助員が最も多く、215人、保育士が203人いるほか、常勤職員では退職不補充となっている調理員を補完する役割として一般職非常勤職員の給食調理員が103人いる。

「3 人件費」だが、表12では決算ベースで歳出総額に占める人件費の決算額と構成比について記載したもので、人件費は17年度、22年度では大きな変化は見られないが、27年度で決算額、構成比が伸びている。理由は表14、本市では平成26年度から一般職非常勤職員制度を導入し、これまで臨時的任用職員であった多くの者が一般職非常勤職員に切り替わり、物件費であった臨時的任用職員の賃金が、一般職非常勤職員では、報酬となり、人件費として計上されたことによる。

「第2章 新たな職員定員管理方針」だが、この章では、基本的な考え方、対象職員や方針期間、方針期間内に見込まれる主な事業等、次のページで、本方針の数値目

標、そして職員定員管理のための取組について記載している。

「1 基本的な考え方」だが、人件費の増大を最小限に抑えつつ、安定した行政サービスを提供するために、適正な職員配置に取り組む旨を記載している。

「2 対象職員」だが、本方針の数値目標の職員数については、一般職に属する常勤の職員とし、一般職非常勤職員などの職員は除くこととしている。

「3 方針期間」だが、平成29年4月1日を基準として平成33年4月1日までの4年間としている。

「4 方針期間内に見込まれる主な事業等」だが、定員管理に影響のある事業として、①福祉部門の行政需要への対応、②空き家を含む住宅総合対策の必要性、③オリンピック・パラリンピックの対応及びシティ・プロモーションの強化の3つを挙げている。

「5 職員定員管理の方針」、「5-1 数値目標」だが、枠の中にあるとおり、平成29年4月1日現在の職員数762人から保育士の職員数130人を除いた632人を基礎とし、今後4年間、社会情勢などに合わせて、保育士及びオリンピック・パラリンピック関連の一時的な増員を除いた職員数の上限を652人とすることとしている。

保育士とオリンピック・パラリンピック関連を別枠にしたことについては、保育士は、保育需要に迅速に対応する必要があるほか、平成27年度から計画的に一般職非常勤職員から常勤職員への切り替えを進めており、また、オリンピック・パラリンピック関連は、東京2020大会の開催に向けて事業の増加が見込まれるため、これらの職員数を除いた数値目標を設定した。

なお、上限を現在の632人からプラス20人の652人とすることについての影響だが、職員1人が受け持つ市民の数は、方針の期間内では人口は増え続けるなかで、平成28年度の181人に対して、平成33年度では、若干減少し、178人となる。

また、人件費においては、職員1人当たり人件費を600万円と想定すると、4年間で上限の20人を増員した場合、追加の人件費は1億2千万円、人件費の総額は、平成29年度当初予算では73億4千万円に対して、4年後で74億6千万円、人件費比率では平成29年度当初が18.6%に対して、4年後は0.3%増の18.9%となる。

「5-2 職員定員管理のための取組」だが、本方針を策定し、職員の適正な配置に努めるなかで、数値目標を定めるだけでなく、定員管理の取組みとして、行政運営体制の見直し、事務事業の見直し・行政サービスのオープン化・ICTの活用、多様

な任用形態の活用、職員資質の向上、職員が働きやすい職場環境づくりの5点を挙げている。

[質疑等]

(富岡市長)

施設等をロケなどで利用する際の対応を産業振興課で担当しているが、今後一層力を入れられるようにシティ・プロモーション課が担当してはどうか。

(太田市長公室次長兼政策企画課長)

今後、シティ・プロモーションが来年度どのような事業を担当するか検討する。

以上、庁議の結果としては、原案のとおり決定した。

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】